

外国人技能実習制度関係者養成講習の開催について

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会群馬県支部
(一般社団法人群馬労働基準関係団体連合会)

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下、技能実習法と略。）が施行されました。これにより、技能実習生を日本に受け入れる監理団体や実際に技能実習を行う実習実施者は、技能実習に関わる役職員の職務に応じて、技能実習・入管関係法令、労務管理・安全衛生の分野等に関する法定の養成講習を受講することが求められています。

すなわち、①監理団体において監理事業を行う事業所ごとに選任することとされている監理責任者、②監理団体が監理事業を適切に運営するために設置することとされている指定外部役員又は外部監査人、③実習実施者において技能実習を行わせる事業所ごとに選任することとされている技能実習責任者、については、それぞれ3年毎に、養成講習を受講することが義務となっています。また、技能実習指導員、生活指導員については、受講していることが優良な実習実施者等の配点基準に含まれることとされており、受講が望ましいとされています。

これらに対応するため、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会では、平成30年度前半に、群馬会場（群馬県勤労福祉センター。駐車場あり）において計2回（第1回目：6月25日～28日、第2回目：9月3日～6日）、①監理責任者等講習（7時間）、②技能実習責任者講習（7時間）、③技能実習指導員講習（7時間）、④生活指導員講習（5時間）の各養成講習を開催します。（なお、第1回目は確定ですが、第2回目については予定であり、お問合せ・お申込みは受付けておりませんので、ご注意ください。）

講師は、元労働基準監督官（東京中央労働基準監督署長）や元入国審査官（地方入国管理局長）等が務め、「見易く・分かり易く」を基本に新規に開発したテキストを使用して講義を行います。

外国人技能実習に関わる関係者の皆さん、当県で開催する養成講習の受講を早めにご検討ください。

第1回目の講習についてのお申込み等はこちらまで。

- [講習日程等](#)
- [管理責任者等講習](#)
- [技能実習責任者等講習](#)
- [技能実習指導員講習](#)
- [生活指導員講習](#)